

# 変わる学校スポーツ

少子化が進み、子どもたちを取り巻くスポーツ環境が変化してきている。そうしたなか、学校におけるスポーツの在り方を、持続可能で、より現状に適したものとするために「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」がスポーツ庁により策定された。新連載となる第1回は運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議の座長を務めた友添秀則氏に、その背景を聞いた。



イラスト/庄司 猛

新連載〈第1回〉

## 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の背景

運動部活動を地域とともに持続可能な運営体制に

ことし3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」)が発表さ

れました(主な内容は別表参照)。この「ガイドライン」は中学校の運動部活動を対象として考えられたものですが、基本的な考え方は学校の種類や設置者の違いにかかわらず該当することから、高等学校段階

の運動部活動についても「ガイドライン」を原則として適用することにします。では、なぜあらためて「ガイドライン」を示す必要があったのか。その背景には、社会環境の変化があり、現状の運動部

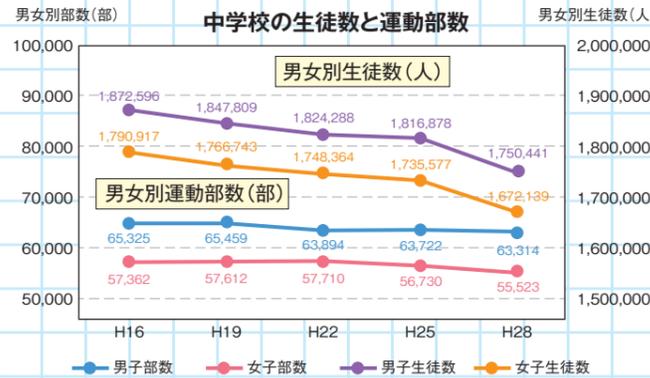


解説/友添秀則

早稲田大学スポーツ科学学術院教授、日本スポーツ協会理事

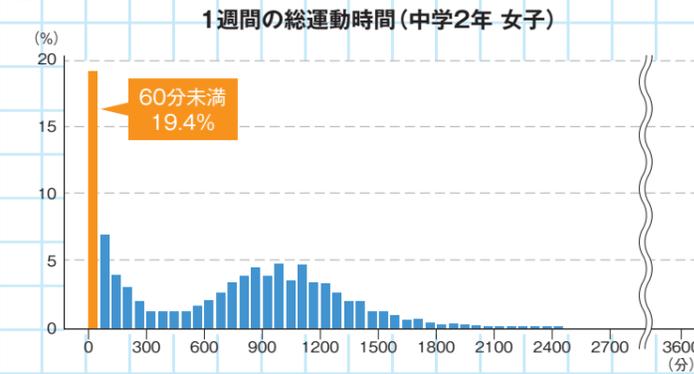
専門分野はスポーツ倫理学、スポーツ教育学。スポーツにおける人格陶冶に関する研究を課題とし、現代スポーツの諸問題の倫理的考察を通じて、スポーツ文化の可変性にも着目。スポーツの持つ教育的・人格形成機能を解明する。スポーツ庁スポーツ審議会会長代理、日本体育学会副会長、日本スポーツ教育学会会長。

■図表1



中学校の運動部は2004(平成16)年と比較して、男女それぞれ約2000ずつ減少している。生徒数はそれぞれ約12万人減少している(学校基本調査ならびに日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟および日本高等学校野球連盟の調査を基にスポーツ庁において作成された資料より)

■図表2



中学校女子(2年)では1週間で60分未満(1日約8分)の「ほとんど運動をしない」層が約2割。運動時間週420分以上(1日60分以上)の「よく運動をする人」と二極化している(スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」報告書より)

活動の在り方が、現代社会にそぐわない部分が出てきたからです。なかでも最大の変化の要因は少子化でしょう。生徒数の減少により、運動部活動の競技数を維持できなくなり、生徒たちがやりたいと思う競技やスポーツ、例えば小学校で行っていた種目の部活動がないといったケースや、部活動はあっても、人数が少なく団体競技などでは大会に出られないといったケースが見られるようになってきたのです(図表1参照)。

運動部活動はわが国の学校教育、スポーツの発展にとっても大きな役割を果たしてきました。このことは「ガイドライン」の前文でも述べられており、「一部引用すると以下の通りです。

「学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

また、体力や技能向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい」

一方で、子どもの運動習慣の二極化(図表2参照)の傾向も表れ、運動部活動を行わない生徒たちの運動離れが深刻化するなど、課題が複雑化・多様化するなか、学校や教師だけでは解決することは難しく、こ

れまでと同様の運営体制では、維持・継続していくことができません。このままでは、運動部活動の在り方を抜本的に見直し、持続可能な体制へと改革していかなくてはなりません。

今回の改革の第一義は「子どもたちに等しくスポーツをする機会、権利を保障する」というところにあります。同時に、これまで指導者、顧問として運動部活動を支えてきた教師の方々の負担軽減、働き方の改革にもつながらなければなりません。「ブラック部活」などといったことが使われること

もありますが、運動部活動を取り巻く環境は、子どもたちにとっても、それを支える教師にとっても、継続することが難しい状況だったといえるのではないのでしょうか。

「ガイドライン」に活動時間の制限を盛り込んでいるのは、過度なスポーツの実施はスポーツ障害の要因となること、バーンアウトなどを誘引するほか、心身の発達期において、スポーツだけではなく、学習や趣味、さまざまな文化活動に触れるこ

とが、将来のためにもとても重要だからにほかなりません。実は、運動部活動の活動時間の目安などについては

1997年にも「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」として公表された経緯があります。その際は報告書に例示しただけにとどまりましたが、今回は「国の基準」として公表しています。そのうえで市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者および学校は、「ガイドライン」にのっ

とり、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組むこと。都道府県は学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組むことと、それぞれ役割を明確にし、運動部活動の方針をそれぞれ学校のホームページ等で公表することを定めまし

た。こうした改革の実行性を、学校、教師、指導者、生徒、保護者、地域住民など、関わる方々の意思によって、みんな支えていってほしいという

考え方からです。次号からは、より詳細について触れていきますが、決して運動部活動を廃止しようとか、教師が顧問をしてはいけないなどといったことではありません。学校だけではなく、地域・社会も連携して、子どもたちによりよいスポーツ環境、教育環境を提供し、持続していこうとする改革です。皆さん自身もその支え役として、大いに活躍していただきたいと思います。

### 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の主な内容

- 適切な運営のための体制整備**
  - それぞれの学校で「学校の運動部活動に係る活動方針」を作成し、活動実績とともに公表する。
  - 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の運動部を設置する。
- 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**
  - 生徒の心身の健康管理、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - 中央競技団体は、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を作成し、指導者はそれを活用して合理的、効率的・効果的な指導を行う。
- 適切な休養日等の設定**
  - スポーツ医・科学の観点から、週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
  - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**
  - より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、「季節ごとに異なるスポーツ」、「レクリエーション志向」、「体力づくり」などの活動を行う運動部を設置する。
  - 学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- 学校単位で参加する大会等の見直し**
  - 単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、大会の規模もしくは日程等の在り方、外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

※「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は以下のインターネットアドレスより閲覧できます。  
[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/O13\\_index/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/O13_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf)